

第16回障害者施策推進課長会議 議事概要

1. 開催日時 平成20年8月12日(火) 10:00～
2. 場所 中央合同庁舎第4号館共用第2特別会議室(4階)
3. ヒアリング対象者
日本盲人会連合会長 笹川 吉彦
全日本手をつなぐ育成会理事長 副島 宏克
東京大学先端科学技術研究センター准教授 福島 智
日本障害者協議会常務理事 藤井 克徳

○内閣府 おはようございます。定刻でございますので、ただいまから「第16回障害者施策推進課長会議」を開催したいと思います。本日は大変暑いところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私はこの課長会議の進行役をしております、内閣府の障害者施策担当の須田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は「障害者施策の在り方に係るヒアリング」ということでございまして、中央障害者施策推進協議会の委員の中から、日本盲人会連合会の笹川会長さん、全日本手をつなぐ育成会の副島理事長さん、東京大学先端科学技術研究センターの准教授でいらっしゃいます福島先生、日本障害者協議会の藤井常務理事の御出席をいただいているところでございます。

本日のヒアリングの趣旨につきましては、7月24日の中央障害者施策推進協議会におきまして御案内をしたところでございますけれども、そのときにお示した資料と同じ資料を資料1ということで、お手元に配付しているところでございます。

確認のために簡単に御説明いたしますと、障害者基本法の附則3条におきましては、平成16年の改正のときに、法律の施行後5年を目途として、改正後の規定の実施状況あるいは障害者を取り巻く社会経済情勢の変化などを勘案して、障害者に関する施策の在り方について検討を加える。その結果に基づいて、必要な措置を講ずるという規定があります。

2ページにございますけれども、検討の進め方といたしまして、障害者施策推進本部の下の当課長会議で、障害の当事者などからのご意見を伺いながら検討していくということでありまして、年内を目的に検討の結果をまとめていこうということで、進めているところでございます。

本日は、こういった趣旨のもとに、各委に御出席をいただいたところでございます。

それでは、笹川会長、よろしくお願いいたします。

○笹川会長 日本盲人会連合会会長の笹川と申します。今日は日本盲人会連合会から、理事で情報部長の鈴木孝幸と事務局長の代行をしております有泉が同席をさせていただいております。なお、

2人は11時から厚生労働省へ行く予定がございますので、中座をさせていただきます。よろしくお祈りいたします。

まず、障害者基本法を中心に少しお話をしたいと思いますけれども、平成16年改正時点から現状では、皆様方御承知のとおり、情勢は大きく変わってきております。国際連合におきまして、障害者権利条約が採択され、そして、それが本年5月3日から既に施行されている状況でございます。これからはやはりこの権利条約を基本として、我が国も十分対応できるだけの体制を整える必要があると考えております。

したがって、関係法令につきましても、整合性を持たせることが当然必要になってまいりますので、その視点に立って、関係法が幾つかございますけれども、十分に対応していただきたいと考えております。

なお、障害者基本計画の前期5か年の評価でございますけれども、これにつきましては、私ども障害者は必ずしも満足している状態ではございません。むしろ、成果は余り上がっていないと評価をしております。

まず、障害者基本法の中で、第1点といたしまして検討していただきたいのは、障害の範囲でございます。現在は身体障害、知的障害、精神障害になっておりますけれども、御承知のように、それ以外にも障害を持つものは多数ございます。今回はこの範囲につきましても、明確にしていきたい。障害者自立支援法でもこのことは既に附帯決議の中で言われております。障害の範囲をどうするのか。この辺を十分御検討いただきたいと思っております。

第2点としまして、第3条の理念ですけれども、大変立派な理念が書かれております。障害者基本法の前身といいますか、当初は心身障害者対策基本法として昭和45年に制定され、施行されておりますけれども、間もなく施行後40年を迎える。そういう中で、本当にこの法の精神、特に理念がどう実行されたか。この辺につきましては、私どもは大変疑問を持っております。理念は立派だけれども、実際に私たちが共生できる社会になったか。40年経ってどうなんだと問われたときに、私どもは決して満足はできない。

つまり、その一番の原因は、どんなに立派な理念が掲げられましても、それは理念であって実効性がない。実効性のない理由の1つは、やはり罰則規定が全くないということでございます。

次の都道府県、公共団体、市町村の責務ですとか、国民の責務につきましても、明確に書かれていながら、実際にはほとんど実行されていない。この辺は、やはり罰則規定がないことに起因するのではないかと私どもは考えております。

今回の改正につきましては、罰則規定というものを明確にする。障害者自立支援法では、大変厳しい罰則規定が設けられております。それに影響されてサービス提供を受けようとする者も、なかなか申請ができない。

例えば申請に当たっては、預金通帳のコピーを出せというような、まさに生活保護に対する対策のような厳しい対応がされています。そして、もし違反をしたら、罰則がありますということを調査員が平気で言います。そうなりますと。やはり障害者はなかなかサービス提供に関する申請がしにくい。こういう点もやはり大きな問題ではないかと私どもは考えております。

次に教育の問題でございます。教育問題につきましては、私どもの団体は結成以来、統合教育ということを主張してまいりました。つまり、一般校で健常児とともに学ぶ。これが教育の基本ではないかと考えております。このことにつきましては、権利条約でも明確に規定をされておりますけれども、残念ながら、我が国ではまだまだ統合教育が十分に実施されていない。市町村の教育委員会の判断に基づいて統合教育を行うことになっておりますけれども、これではやはり本当の意味での統合教育というものは実行できません。勿論、特別支援教育も必要ですけれども、障害児あるいはその親が選択をし、また子どもの能力に応じた教育ができるような環境が是非必要だと思います。

私どもも常に主張していることは、障害者を正しく理解してもらう。このことが私どもが社会参加する上で最も必要なことだと考えておりますけれども、障害者基本法が施行され、また国際障害者年が実施されても、なお、障害者に対する理解あるいは認識がなかなか深まらない。これは内閣府の調査でも、まだまだ国民の意識が低いということがアンケート調査の結果で出ております。

その一番の原因は、統合教育がなされていない。このことにあるのではないかと私どもは考えております。つまり、小中学校、高校、大学、教育の場でともに机を並べ、ともに学び、ともにけんかもして、そういう中から障害者というものが理解されてくる。それが本当の意味での障害者に対する理解、認識ではないか。この原点を解決しない限り、障害者に対する本当の意味での理解あるいは認識というものが持たれないのではないかと考えております。

それから、年金等の所得保障の問題でございます。障害を持つがゆえに、いろいろな面で経済負担が課せられます。そういう中で、障害者に対して障害基礎年金が現在給付されておりますけれども、視覚障害者の場合、平成 18 年の就労実態調査によりますと、就業者は 21.4%という大変低い状況でございます。

これは後ほど就労のところでも申し上げますけれども、仕事に就けない視覚障害者はどうしても年金による生活になるわけですけれども、今の年金水準ではなかなか生活ができないというのが実態でございます。生活保護には陥りたくないというのは、年金受給している人たちの共通の思いですけれども、やむなく生活保護を受ける者も出てきております。障害があるがゆえに収入がないという立場から、障害基礎年金につきましても、配慮をしていただきたい。たまたま来年度が年金制度の見直しの年でもございます。そういう中で、本当に障害者が生活できる水準の年金、いわゆる所得保障をお考えいただければと思います。

次に就労の問題ですけれども、我が国では常に雇用が中心で進められております。しかし、労働というのは雇用だけでは決してありません。現在、研究会でも検討が進められておりますけれども、権利条約の 27 条の規定、これは労働と雇用というふうに明記されております。つまり雇用だけが就労ではないということを明確にしているわけですけれども、視覚障害者の場合、その半数以上が、いわゆる雇用ではなく自営活動によって生計を維持しております。これは、重度障害者の場合も共通に言えることでございます。

したがって、ただ単に雇用ということだけで労働を考えない。つまり自営業も含めて、本人が十分に生計が維持できる、そういう労働環境をつくっていただく必要がある。そういう点で、この基本法では極めて自営業に対する取組みが不十分だと考えております。

よく視覚障害者は、鍼灸・マッサージだけではなく、もっとほかの分野に進出してはと言われますけれども、これまで散々私どもは新しい職業として何ができるかということについて、研究もし実験もしてまいりました。しかし、残念ながら、視力を使わないのでできる仕事というのは、鍼灸・マッサージしかないと言ってもいいぐらいです。最近ではIT社会といわれ、コンピュータ操作などで相当高度な技術を習得している者もおりますけれども、いざ就職となるとなかなか就職口がない。

あるいは法律関係の分野に進出する者もいますけれども、本当に数えるぐらいの数しかおりません。視覚障害者の大半は、鍼灸・マッサージで生計を立て、しかもそれが自営業として成り立っているわけでございます。そういう意味から、本当の実態に合った形での就労保障、雇用、こういった対策を講じていただきたいと思っております。

なお、これは大変残念なことでございますけれども、法定雇用率の中で、最も障害者を雇用していないのは教育委員会だと言われております。それ以外にも各省庁で、法定雇用率を達成していない省庁もあります。そういう意味から、やはり法定雇用率をしっかり守って、そして一人でも多くの障害者を雇用する方向で是非御検討いただきたい。

最後に情報につきまして、視覚障害者の現状をお話したいと思います。視覚障害者の場合、今日は点字の資料を用意していただいております。大変ありがたいんですが、これは当然のことでございます。私どもは点字によって情報を得ている。ただ、点字というものは目で読むようなわけにはまいりません。特に中途失明の者などは、この点字を読むこと自体が、大変な労力を要するということでございます。

最近では、資料が膨大になりまして、今日などは本当に少ない方ですけれども、審議会等におきましては、とても読みこなせないほどの点字の情報が、その場で提供されます。勿論、活字とのページの違いもありますし、議論の中で、その資料を十分活用することができない。やはり視覚障害者に対して点字で情報を提供する場合は、読むだけの余裕を持った形で提供されませんと、およそ意味がありません。その場で出されても、なかなか読みこなせないというのが実態でございます。

また、点字が読める視覚障害者というのは、視覚障害者全体の中でも大体10%程度、勿論、弱視の者で拡大文字を読む者もおりますけれども、大変普及率が低い。その理由は、読むことに大変な労力を必要とするということでもあります。点字だけではなく、そのほかにも音声化ということもありますけれども、なかなかスムーズにはいかない。また、最近ではほとんどの情報がホームページで提示されます。しかし、視覚障害者で日常的にパソコンを使い、ホームページを読める者はごく限られた数でございます。これは、18年の実態調査ですけれども、日常的にパソコンが使えている視覚障害者というのは10%程度でございます。たまたま東京都が平成16年に、障害者の基礎調査というものを実施しておりますけれども、この中で私どもが大変驚きましたことは、当時は支援費制度でございましたけれども、その支援費制度を知らない者が25%もいた。つまりそれぐらい情報が不足している状況でございます。私たちは、せめてほかの視力のある障害者の方々と同じ段階で、同じ情報が提供されるような環境が欲しいと願っております。

1つ提案ですけれども、最近、活字を読み取る機器が開発されております。御承知のとおり、傷害を補うために補装具というものが給付されております。ところが、視覚障害者に対する補装具と

いうものには、ごく一部のものしか充てられていない。視覚障害者が一番不自由をする移動については、白杖が補装具として指定されておりますけれども、肝心の読み書きに関しては補装具はありません。この際、是非福祉用具として視覚障害者が活字を読み取れる機器を指定していただきたい。そうすることによって、我々視覚障害者もほかの方々と同じレベルで情報が得られる。

勿論、解説放送も必要でございます。テレビを見る視覚障害者は92%と言われておりますけれども、画面だけの場合は内容が見えない、読めない。今、オリンピックが開かれて随分報道がなされておりますけれども、画像だけでは私どもは全くわかりません。そこに解説が入って、初めて理解できるということでございます。そういう意味で、この情報サービスにつきましても、十分な配慮をしていただきたい。

まだまだ申し上げたいことはたくさんございますけれども、15分という時間の決まりでございますので、以上、視覚障害者の立場から申し上げさせていただきました。御配慮のほど、よろしくお願いいたします。

○内閣府 どうもありがとうございました。

続きまして、副島理事長さん、お願いいたします。

○副島理事長 全日本手をつなぐ育成会の副島です。今日は、私と大久保常務と一緒に参加させていただいております。よろしくお願いいたします。今日はレジユメを持って来ておりますので、これに従って説明していきます。

私たちは、知的障害のある人を持つ家族と本人の会として、知的障害のある人たちが地域において、障害の重さにかかわらず、各ライフステージに応じた適切な支援の下で豊かな暮らしが実現できることを願っております。

我が国の障害者施策は、障害の有無や種類にかかわらず、すべての人たちが共に支え合う共生社会の実現を目指していますが、さまざまな問題や課題も抱えています。この機に、以下のとおり、本会としての意見を示して、関係各位の特段の配慮をお願い申し上げたいと思います。

意見項目は12項目ありますが、時間の都合で全部お話しすることはできませんので、内容をかいつまんで申し上げたいと思います。

まず1つめは「教育・育成」に関する件です。

①として「障害児支援の充実・強化」の件です。

障害の有無にかかわらず、すべての児童は健全な環境で育ちが保障されなければなりません。とりわけ障害児については、早期発見・早期対応の視点に立って、健全に成長できるような環境を整えるための支援がかぎであり、母子保健・子育て支援・家族支援が重要となります。特に、乳幼児期から学齢期までの発達支援は「親の支援を通して子の支援を行う」ことにより、一次障害を軽減し、二次障害の発生を予防することにもつながります。

このように、障害児支援の充実・強化は、障害の有無にかかわらず、健全育成の視点から児童福祉法での対応が基本であると考えます。

②として「特別支援教育の充実・強化」の件です。

現在、特別支援教育コーディネーターが中心となって、「個別の教育支援計画」によって地域の

医療、福祉、教育、労働等の関係機関との連携も含め、子どもひとり一人のニーズに合わせた「育ち」を支援することになっていますが、これらのシステムが機能しているか否か、課題は何かなどを検証し、すべての学校で適切な特別支援教育を実施できる体制を整備する必要があると考えています。

障害者権利条約は、教育についての権利を実現するに当たり、「障害のある人が障害を理由として一般教育制度（general education system）から排除されないこと」を求めています。障害の重さにかかわらず、地域で普通の子どもと同様に学び、育っていくためには、さまざまな環境条件を整備する必要があります。現行の特別支援教育の枠組みから、その方向性が判然としない状況があります。そこで、特別支援学校の分校とか、交流学习という対応も図られていますが、まずは空き教室の利用促進とともに研究が進められている「特別支援教室」の制度化が必要であると考えています。

次に大きな項目として「生活支援」に関する件です。

③として「所得保障の拡充等と利用者負担の軽減」の件です。

障害者自立支援法の施行に伴う定率負担等の利用者負担の増大が、利用者・家族の現実の生活に大きな影響を与えたため、多くの地方自治体がいち早く独自の負担軽減策を講じ、国においても「特別対策」や「緊急措置」により対応しました。これらのさまざまな負担軽減措置は、特に低所得の利用者に対する所得保障に何の手立ても講じずに、負担増のみを求めた結果と言えます。

続いては、応能負担の視点で利用者負担の一層の軽減策を図ることは勿論のこと、障害基礎年金を生活保護費並みに増額する必要があると考えています。また、これまで所得保障の一部となっている特別障害者手当の基準緩和とグループホーム、ケアホーム、アパートなどで暮らす知的障害者に対して、住宅手当の創設などが求められます。

一方、障害児を抱える若年層の家族にとっては、各種福祉サービス利用に係る経済的負担は大きく、引き続き特段の軽減策が重要だと考えております。

④として「福祉サービス体系のあり方と基盤整備」の件です。

知的障害のある人たちにとって、地域での暮らしの場としてグループホーム、ケアホーム等の住まいの確保は緊要な課題です。また、地域生活を支える上で、特にホームヘルプ、移動支援、行動援護等のサービスは重要です。しかし、行動援護はその要件により、また、地域生活支援事業となった移動支援は、その取組みに市町村格差が生じるなど、利用が困難な状況にあります。

については、行動援護の基準を更に緩和し、移動支援については個別給付するなど、これらのサービスの利用促進を図ることが重要だと考えております。

⑤として「福祉サービスの質の確保」の件です。

障害者自立支援法により障害福祉サービスに係る報酬の利用実績払い（日額払い）が導入されたことにより、通所系サービスの利用者が、日によってサービスを選択することができることや、入所施設やグループホーム利用者の帰省時等に、他のサービスを利用できるという仕組みとなりました。これは、利用者にとっては大変ありがたいことです。しかし、特に通所関係の事業所においては、新たな報酬単価による利用実績払い（日額払い）が導入されて以降、収入減が顕著となり、人

材確保等運営に困難が生じ、また、グループホーム、ケアホームの居住系サービスの運営も厳しくなっています。

ついては、安定したサービス提供体制とそのサービスの質を確保していくため、報酬単価の改善が必要と考えております。

⑥として「相談支援事業・自立支援協議会の充実・強化」の件です。

知的障害のある人たちは、自ら各種サービスの利用の仕方を判断したり、また、単一サービスの利用であっても、その適否や変更の必要性、新たなニーズの発生などを自ら判断し、調整することが難しい状況にあります。したがって、これらのケアマネジメントを含めた相談支援体制は、知的障害のある人たちにとって欠くことのできないものです。特に地域生活を進めるには、身近な地域での相談支援窓口が必要になります。

つきましては、市町村において、早急に相談支援事業の整備と財政的支援等の強化を図るとともに、サービス利用計画作成費の対象者を拡大して、同時に地域自立支援協議会の機能が強化されるような施策を講じる必要があると考えております。

⑦として「障害程度区分の基本的見直し」の件です。

知的障害の障害特性とともに、活動支援や社会参加支援を含めた支援ニーズを適切に反映した尺度の検討が急務であると考えております。また、障害程度区分によるサービスの利用制限がありますが、それは地域の実情に応じて緩和する必要があると思います。ただし、この利用制限は、利用者の選択権、決定権に関わる重要な事柄であり、支給決定に際しては、利用者に対する必要な情報の提供とケアマネジメントに基づいて、利用者の意向が反映できる相談支援体制を整備・強化することが伴っていることが肝要と思っています。

⑨として「小規模作業所への支援策強化」の件です。

小規模作業所は、知的障害のある人たちにとって、地域の人と互いに顔の見える身近な活動や働く場として重要な役割を果たしてきましたが、新たなサービス体系への移行が求められています。平成20年度までは、特例交付金や移行促進事業、通所事業の定員要件の緩和等の措置が講じられていますが、未だ、約半数が移行していない状況があり、移行のための体制整備等に多くの困難が生じています。

ついては、円滑な移行に向けた新たなサービス体系のさらなる要件緩和や特例交付金の延長を含めた財政支援等の支援策を講じる必要があると考えております。

次の大きな項目として「権利擁護の推進」に関する件です。

⑩として「障害者権利条約の批准に向けた国内法制の整備推進等」の件です。

知的障害のある人たちが地域生活を進めていく中で、知的障害のある人への理解の促進とその人たちの人権を守るための取り組みが大変重要です。長年の間、障害者への対応は福祉中心に委ねられて、近年、社会参加や共生社会という方向性が示されながらも、社会全般の意識や仕組み、施策に多くの課題が存在し続ける状況があります。そこで、障害者が一般市民と同様に、普通に暮らす権利を社会全体が保障する仕組みや制度を設ける必要があります。

ついては、同条約の批准に向けて、国内法制にしっかりとその内容を反映させなければなりません。

ん。特に障害者基本法との整合性を検証するとともに、同法の理念法の枠を超えた実効性を高める見直しや社会並びに各種法制の規範とも言える障害者差別禁止法の制定など、積極的な対応が求められていると思っています。

⑪として「障害者虐待防止法の早期制定」の件です。

知的障害がある人は、その障害特性から、判断能力に困難があり、自らの身を守ることができなかつたり、被害を受けたことを人に訴えることも苦手です。判断能力が不十分なため、自らの身を守つたり、被害を訴えたりすることが苦手な人に対しては、その声を代弁し、救済する仕組みが必要だと思っています。

知的障害のある人は、年齢層も広く人生のさまざまな場面において虐待のリスクにさらされています。生命や健康を脅かされ、暴力の恐怖に怯え、財産を詐取されている障害のある人たちのために、障害者虐待防止法を一刻も早く制定する必要があると我々は考えております。

次に大きな項目として「雇用・就業」に関する件です。

⑫として「就労支援の推進」の件です。

障害の軽重にかかわらず、働く意欲のある人は、その人の能力に応じて就労できるような支援策と環境条件が必要です。そのため、福祉、労働、教育、企業等が連携し、就労支援が行われるような体制づくりが大切であり、ハローワークを中心としたチーム支援体制や地域障害者職業センターの機能を強化・推進する必要があります。特に知的障害のある人たちにとって、就労を継続するためには生活全般にわたる生活支援を含めた支援が求められます。このことが重要だと思っています。

一方、公的機関が率先し、知的障害のある人たちの雇用促進を図ることも大切です。また、障害者雇用促進法の改正など、労働政策との連携強化が必須であると考えます。なお、一般就労だけでなく、福祉的就労の重要性も再確認し、工賃の倍増に向けた積極的施策を望みたいと思います。そのための環境整備として、ハート購入法案の早期成立は大変重要だと考えます。

なお、障害者権利条約では、障害者に対する「合理的配慮」について、具体的な措置を雇用主に求めることになると考えます。そこで、雇用割当制度などの現行の積極的な障害者雇用推進施策を拡充するとともに、労働関係の法律や制度等の見直し・整備は急務と考えます。

最後に、最近の動きの中の問題点ですが、実は、警察庁関係で出てきた後部座席のシートベルト着用の義務化に対して、我々の団体の問題として上がってきました。道路交通法の改正によって、本年6月1日から後部座席のシートベルトの着用が義務化されましたが、知的障害のある人たちの中には、シートベルトの着用により、パニックを起こしたり、顕著な行動障害が現れるなど、着用を強制することによって、むしろ、その人の健康や安全が脅かされることを危惧しております。つきましては、これらの知的障害の人たちについては、この件についても十分な配慮と適用除外等の検討等をお願いしなければいけないと思っています。

以上、大まかなところを述べさせていただきました。是非これらのことについては御配慮をいただきますようお願いしたいと思います。

以上です。

○内閣府 どうもありがとうございました。それでは、続きまして、福島先生、よろしくお願いたします。

○福島准教授 東京大学の福島です。お二人の方から既に個別の案件について御意見が出されておりますし、またこの後、藤井さんからも丁寧なレジュメが出ておりますので、私からは余り個別具体的なテーマというよりは、基本的な考え方、私自身、盲ろう者ではありますが、盲ろう者の立場からやや離れた上で、全般についての施策を進める上での基本的な考え方について、重要だと思ふポイントを参考までに申し上げようと思います。

今回は、障害者基本法を改正していく上で、どのような視点が重要かということが、今回のこの会議での1つの重要なテーマであろうとは存じますが、障害者基本法だけでなく、さまざまな我が国の障害者施策推進において、私が非常に重要だと考えていること、そして現状では不十分だと考えていることは、一言で申し上げますと、ニーズをベースとした発想が弱いということです。つまりニーズを出発点とした法律の制定や制度の設計、あるいはニーズを出発点とした財政政策の立案や実施といったベクトルではなくて、逆に財政規模が最初にあって、そこからどのように現実に施策を展開するかという方向や、法律案があって、その上で具体的な制度やサービスの運用はどうするかという、そちらのベクトルはあるんですが、その逆の、今、申し上げた個別の障害者のニーズから出発していくという方向の矢印が相対的に弱いように感じています。

勿論これはどちらか一方方向だけではバランスが取れませんので、双方向的なものではあるのですが、現状として、まず法律の枠組みであつたり、財政規模の前提があつて、その条件の中でやれることをやりましょうという話になってしまうことが多いので、勿論、現実としてはやれることしかやれないというのが最終的なことではあるのですが、本来何をやるべきであるのか、やらなければいけないのかという基本的な線を考える上で、ニーズをどのように把握していくかという点が、非常に重要なものにもかかわらず、そこが我が国の施策においては必ずしも明確でない面があるだろうと思います。

前回の基本法の改正点の1つの目玉であります、差別の禁止が前回の改正点で盛り込まれておりますけれども、それは理念として打ち出されていて、重要ではあるんですが、何が差別であるかということ、更になぜ差別が起こるのかということは、突き詰めていくと、障害者が経験するさまざまな不利益があつて、その不利益を除外しない、軽くしないという行為が、人々や社会、制度からなされている。その状態が差別なんだろうと思いますけれども、何が不利益なのかというところがなかなか見えてこない部分があるだろうと思います。

これは、私を含めた障害者自身も自らが受けている不利益の中身について、必ずしも体系立った証明ができていないという問題はあるのですが、日々、不利益を受けながら生きている立場で、非常に余裕のない中で生きている人間に、きちんと自分たちの不利益を体系的に証明せよと求めるのはやや酷な面があつて、そこは社会の多くの皆さんと一緒に考えていくべき問題だろうと思っています。

先ほどの差別禁止の問題について申し上げますと、恐らく障害者差別を考える上で、極めて重要なことは、だれが障害者なのか、何が障害なのかということがはっきりしないと、勿論、差別が何

であるかということがはっきりしないと、障害者の差別という概念自体が成立しませんので、そこがとても重要なんだろうと思います。すなわち差別理念の実体化、障害概念の明確化ということです。そこで、非常に大きな分岐点があるだろうと思っています。つまり医学的な診断が、その人の機能的な能力などを計測して、それによって、あなたは障害者である、何々は障害であると振り分けていく方法と、そうした医学的な診断も、勿論、一定程度以上参考にしつつ、しかし、より重要なことは、その人が社会で生きていく上で、明らかに心身の条件によって不利益を受けている、そこから反転して、その不利益を補うためのサポートや支援が必要だというニーズレベルの想定を基本に置くのか、置かないのかというところが、すごく重要だろうと思います。

現在も、さまざまなサポートシステムを構築する際に、本人のニーズを想定していくことは勿論なされているわけではあります。それは非常に手段的なレベルになっていて、ただ、私が申し上げたいのは、ニーズを充足させるということは手段というよりは、それ自体が極めて重要な目的であるということです。それを基本に据えた制度設計を行うかどうか。さまざまな法制定や財源措置を行うかどうかを考えることが重要だろうということです。

では、ニーズとは何か。ここからは、私の個人的な見解になりますけれども、大きく2つのカテゴリーに分けられると思っています。

一般の人間全体についても言えますが、ここでは障害者を念頭に申し上げます。その1つは、生存のニーズであって、もう一つは文化的なニーズだろうと思います。

生存のニーズというのは、これは比較的わかりやすいと思いますが、食事であるとか、トイレであるとか、入浴であるとか、本当に生きる上で欠かせないニーズ。生存に欠かせないニーズがある。こうしたニーズが充足されていない状態を、私たちの社会はどう見るか。現状では、そうした障害ゆえの生存のニーズが満たされていない人たちに対しては、サポートする場合の利益を提供すると私たちは考えがちです。そこで、受益者負担という問題が出てきたりします。ここでは、財政論は一旦横に置いて考えた場合、そもそも生存のニーズを満たす上で、利用料を取るといった発想自体がやはりおかしいのではないかと考えています。勿論、財政は有限であるとか、モラルハザードが起こるとか、いろんな議論はありますけれども、ちょっと考えればわかることですが、食事の介助にしても、トイレにしても、お風呂にしても、たくさんあった方がうれしいというものではないわけで、食事の介助を1日に何回も受けたいと思う人はいないですし、風呂にしても、トイレにしても、必要なときにサポートを受けたいのであって、それはもう何度も何度も際限なく受けたいと思う人はいない。

そう考えたときに、生存のニーズというのは、おのずから適正な量も決まってくるので、本当に生きていく上で必要な部分というのは、利用料を取るとか、そういうレベルではなく、社会全体で支えていく、具体的には税金を財源として、きちんとサポートを行うというのが非常にわかりやすいですし、本来のあるべき姿、言わば憲法の25条でいう、最低限の文化的な生活を行う上での生存権が認められるべきだという憲法の理念にもかなった考え方だろうと思っています。

ここまでは比較的わかりやすい議論だと思うんですが、勿論この部分についても意見が分かれることがありますので、私は生存の部分については無条件でサポートすべきだという立場です。

もう一つ、今、憲法 25 条で、健康で文化的な最低限の生活と申しあげましたけれども、今の生存の話は、健康でというところはカバーしていますが、文化的な最低限の生活というところはカバーできていないだろうと思います。この文化的な生活の中身を、障害者の文脈で考えたときに何が言えるかという、私は文化的なニーズは 3 つあると思っています。

それは私自身の体験に裏打ちされたところもあるんですが、1 つはコミュニケーションであって、もう一つは情報であって、3 つ目は移動するという事です。この人間にとっての非常に基本的な欲求、ニーズが、障害ゆえに非常に大きく制約されている人が、この国にはたくさんいます。これは、障害種別でどうこうではなく、さまざまな障害を持っている人が、それぞれの独自性はありながら、今、申しあげたコミュニケーションや情報や移動という基本的な部分で制約を受けている。そこをプラス α 的な利益供与と考えるのか、それとも人として社会で生きていく上での、非常にプリミティブな根源的なニーズとして考えるかで、恐らく法制度の設計や実際のサービスの運用で、大きく分かれてくるだろうと思います。

私の考えでは、この文化的なニーズの部分は、量的に増大させ得ることができますので、無制限にどこまでもサポートすべきだ、社会が支えるべきだというのは、まずいだろうと思います。けれども、逆に言うと、ほとんど何もしないで放置してしまう。あるいは自助努力で頑張るなさいというの、やはりまずいだろうと思います。

なぜかといいますと、例えばコミュニケーションが自力ではできない人、私のような盲ろう者もそうですし、知的障害の人たちや聴覚障害の人たちも、自分一人だけではコミュニケーションが難しい人がいるかもしれせん。

それから、情報の入手にしても、特別な手段がなければ、マスメディアの情報がわからなかったり、移動の問題でも一人では戸外を歩けなかったりという人はおられるでしょうから、そういうときに近所を散歩したりする、自分で買い物に出かけることができないというのは、プラス α のニーズなのかどうかを考えると、ここでも最低限の部分はきちんと保証すべきではないかと考えています。

その根拠は、これは適切な例かどうかわかりませんが、今、申しあげた情報とコミュニケーションと移動が、非常にプリミティブな欲求だということは、例えばそれら 3 つを制約しまうと、これは刑務所に入っている状態なんです。つまりコミュニケーション能力があったとしても、話し合える相手が非常に限られている。あるいはメディアへのアクセスも制約される。あるいは移動というもの、自由に外を出歩いたりできない状態に刑務所では置かれてしまう。それが刑罰として成り立つということは、この 3 つを制約されると、人間は生きることが辛い状態に置かれる。つまり一般市民と同程度に文化的生活をしているとは言えない状態に置かれるんだらうと思います。だからこそ刑罰として成り立つのであって、もし一般市民と同じように今の 3 つが満たされていれば、それ自体、刑罰の実効性を伴わないだろうと思います。

ということで、文化的なニーズが非常に制約されている障害者というのは、事実上、刑務所に入っている状態になっている。別に本人が罪を犯したのでもなく、何が悪いというわけでもないですが、そうなってしまった。そういうときに、社会がどう対応するかということが問われているんだ

ろうと思います。

だけれども、障害者がコミュニケーションが難しかったり、情報入手が難しかったり、移動することが自分でできなかつたりという状態になっても、最初の生存のニーズが満たされていれば、とりあえず生きているじゃないですかと周りを見るわけです。生きていればいいじゃないですかと思われる。だけれども、人間は生物学的に生存できたとしても、同時に文化的に生存できなければ、先ほどの例で言うと刑務所にずっと閉じ込められてしまっている状態になるわけで、これははなはだ生きる上での気力や意欲や勇気を失われる状態です。周りから見たときに、その人の困難や、その人が置かれている非常に苦しい状況というのがわかりにくいわけですが、わかりにくいけれども、本当はその人は生きるか、死ぬかと同じぐらい大変な状況にあるんだと見られるかどうか。見ることができるかどうか。そしてそういったスタンスに基づいた法制度の設計や財政政策の立案・実行ができていくかどうか、重要なポイントだろうと思います。

今、申し上げたことは、具体的な政策レベルで言えば、障害者のニーズをどのように評価していくか、どのように峻別した上で、重さ、軽さ、軽重を付けていくかということ、つまり、そのニーズを満たすことの中に質的な違いを見いだすことです。量的に違うということだけではなくて、質的に違う部分、つまりこれだけは必ずこの人に残さないと生きていけないとか、事実上、刑務所に入ったことと同じようになってしまう、生活レベルが下がってしまうという部分を切り分けていくことが重要なんだろうと思います。これは、予算規模をどうするかという話より、もっと根本的な部分で、今、申し上げたような視点での制度設計や制度立案がなされるべきだろうというのが私の意見です。

その上で、具体的な政策展開を考えたときには、そうは言っても、ない袖は振れませんということになりますので、やはり財政的な基盤をどうつくっていくかということが、非常に重要なんだろうと思います。だけれども、そこには政治的な問題も含めた国民的な理解というものが問われてくるんだろうと思いますが、ここでもなぜそもそも障害者を支援するのかという原点に立ち返る視点が必要だろうと思っています。

私は2つの誤解というか錯覚があるように思っていて、1つは障害者がマイノリティーだという発想です。これは、かつては正しかったかもしれませんが、御承知のように現時点では既に日本の制約の厳しい障害者の定義の中でも700万人を超えているわけで、更に配偶者とか親とか子どもとか兄弟など、身近な家族に加え、親戚や職場等での身近な関係者なども勘案していくと、障害者本人プラス、その密接な関係者というのはもう2,000万、3,000万という数になっていくんだろうと思います。これは、決してごく一部の人たちの問題とは言えないだろうと。これが1つ目の誤解イメージされていることです。

もう一つは、障害の問題が、障害のない人も含めて、みんなにとって安心して生きられる社会をつくっていくことの根っこにあるんだということです。つまり障害がない人にとっては、直接関係ないというふうに思われがちですけれども、そうではなく、どんな状態になっても、その人らしさを大事にしながらか、この社会が受け止めてくれるという安心感があるかどうかで、障害のあるなしにかかわらず、人はやる気を出して、頑張る仕事もできると思います。自分は、とりあえず体は

丈夫だし、障害はないけれども、障害をたまたま持ってしまった知り合いが、非常に不遇な状況にあるというのを横目で見ていると、おちおち安心して仕事に打ち込めないと思うんです。そう考えてきたときに、社会全体の底力を高めていく、ポテンシャルを高めていくという意味では、障害者への施策というのは、非常に大きな意味を持っているだろうと、道徳的、理念的な意味ということだけではなく、経済社会の活性化という意味でも重要な意味があるだろうと思っています。

したがって、障害者施策はコストがかかるので、社会経済の発展にとっても無駄だという発想ではなくて、人に投資することは、結果的には社会全体のポテンシャルを上げるんだという発想で、そして障害を持っている人にとってというだけでなく、回り回ってさまざまな好影響を社会に与えるんだという発想で、是非財政施策を含めた立案をお願いしたいと思っています。

大分時間も経ちましたので、最後にもう一点だけ、私は東京大学というフィールドにいますけれども、障害を持った学生の割合が非常に少ないです。重い障害を持った学生は20人ぐらいで、東京大学は学部から大学院全部含めて2万人以上いるわけですが、二万数千人の中で20人ぐらいいかないというのは非常に少ない。クリントン政権時代の教育担当の重要な役割を果たしていた、車椅子を使っている女性がアメリカから来て、東大のシンポジウムで講演してもらったんですが、その時、東大の障害学生の数について、彼女は、少なくとも1桁足りないと言っていました。つまり200人、300人いてもおかしくない。そのときは15人ぐらいたんですけれども、それは信じられない数だと。日本全体で障害のある学生は5,000人とされていますが、アメリカは200万人とされているんです。勿論、日本とは障害の把握の仕方が違って、学習障害を広く取っていたり、発達障害の人たちを積極的に受け入れているとか、いろんな背景はあるんですが、人口比を考えたとしても、5,000人と200万人は余りにも開きがあり過ぎます。これは、笹川さんの話にもつながりますけれども、社会が受け入れていく上では、教育段階でいかに障害のある人、ない人が一緒に過ごすかということは、すごく大きな意味があつて、私は今たまたま大学というところにいるので、大学での障害学生を支えていく仕組みをもっと強化していくことが、結局は社会全体の共生社会を目指すという動きに、すごく大きな意味があるんだろうと思います。障害者本人だけでなく、周りにいる学生も確実に影響を受けて、よい意味でショックを受けながら変化を遂げていきますので、教育効果もありますので、そういう高等教育の面での障害学生の積極的な受け入れの促進ということも、私の普段の経験を基に付け加えます。

以上です。

○内閣府 どうもありがとうございました。

続きまして、藤井常務理事、お願いいたします。

○藤井常務理事 私の方は、お手元に資料がありますのでごらんください。今の福島先生のお話と関係しますのは、国連が国際障害者年という、この分野の発展に非常に大きな役割を果たしました1981年、このときに出した国連決議の一説に、障害者を締め出す社会は、弱くてもろい社会であると。まさにそういうことを基盤に置いて考えていただきたい。

障害問題というのは、国家あるいは地域の人権のバロメーターと言われています。つまりものを主張できない、あるいは主張しづらい人々なわけで、そこにどういうふうな社会が当たっていくの

かという点で、その場合に立法というのが大変大きな意味を持つということで、今回の基本法の改正も大変注目し、また期待もしております。

私のレジュメは3つに分かれております。1つは、今度の改正に当たっての基本的な留意点。2つ目は、主な論点。そしてこの間、懸案とされながら、ずっと棚上げになってきました基幹的な課題ということでお話しさせていただきます。

まず留意点としては3つです。今もありましたように、なかなか障害問題は閉塞感といいますか、他の同年齢の国民との関係で、いろんな面で不利益を感じていることはぬぐえないということです。加えて障害問題特有の問題がずっと残されている。例えば精神障害者の社会的入院問題などは、実際に10万人近い方たちが医療的な理由ではない入院生活を送らされている。あるいは知的障害の人々も、やはり10万人以上が施設に入りっぱなしになっている。これは、今、言ったように、問題は主張できない人、自分で言いにくい人々だけに、一層これは大きな問題であろうと。日本の恥部と言ってもいいと思うんです。こういったところに表れますように、さまざまな問題があるということでもあります。

基本法は、こういった問題に貢献するような基本法でなければいけないと強く思うわけです。

その場合、財源問題、財政問題というのは大きな問題だと思います。私は、政策というのは、基本的な理念と仕組み、財政という3部作であると思っています。まさに理念は方向性であり、仕組みというのは立法なり、さまざまな施策。最後は財政が非常に弱い。勿論、国家全体が厳しい中で、お金の捻出が厳しいにしても、とりあえず障害者政策分野への分配率は欧米諸国、OECD並みにしてほしい。つまりGDPに占める障害者関係予算は、国立社会保障人口問題研究所の調査によりますと、スウェーデンの約12%、1割強でしかない。アメリカも低いと言われていますが、その半分でしかないという点で言うと、やはりこの分配率の問題はきちんと考える。したがって、予算獲得の根拠にもなるような基本法にしていく必要があると思います。

2つ目は、前回の法改正と全く違う環境は、やはり権利条約の発効だと思います。8回にわたる非常に丁寧な特別委員会、アドホックが開かれました。私も4回、傍聴に行っていましたけれども、1回の会期が2週間～3週間で、あれぐらい議論しなければ、こういう問題はなかなか方向が出ないだろうと思いましたが、そこまで行かなくても、そういった審議手続も大事だろうと。とりわけ近い将来、この条約は当然日本も批准という方向をたどるはずで、この条約の解釈をしっかりとしていただくということを前提にして、やはり形式的な批准ではなくて実質的な批准ということを考えてほしいし、これに耐え得る基本法にすべきだろうと思います。

3点目は、当事者参画ということでもあります。おわかりのように、今度の条約などでも、終始言われましたのが、**Nating about us,without us** という、当事者参加ということが、今度の条約の進行に当たって、議長もこの点を非常に重視していただきまして、絶えず節々で政府間交渉であるにもかかわらず、発言を認めることもありました。是非今度の基本法におきましても、障害分野の憲法と言われていきますので、物事というのはつくられる過程に値打ちの意味が含まれていますので、是非そうあってほしいと思います。

以上のことを踏まえまして、7つばかり今度の論点として提起させていただきます。

1つは、何と言っても障害及び障害者の範囲ということでもあります。ここでは4つのことを書いておきましたけれども、もうそろそろ谷間の障害という問題を解消する。基本的には3障害ではなく全障害を基本にすべきだろうと思います。難病による障害や発達障害、あるいは高次脳機能障害という方たち、同時に今度の条約で言われましたのは、障害というのは医学的モデル、私も全盲なんですけれども、目が弱いということもあるけれども、それを取り巻く障壁との相互作用、つまり環境との関係で重くもなれば軽くもなる。今、私の目の前に音声パソコンを持っています。もしこれがなかったら、大変な情報障害になると思います。イヤホンで音を聞けばわかるわけで、少なくとも文字の入力・出力に関しては、障害を余り重くは感じない。つまりそういった視点をどう盛り込むのか。

加えて、やはりニーズでとらえるという視点を、今の福島先生のお話にもありましたけれども、ニーズで障害の状況をしっかり見るという、これはもう欧州では当たり前なわけです。更に障害という言葉につきましても、さまざまなネガティブイメージがあります。ひらがなにするという意見もありますけれども、そういう小手先とは違って、やはり本格的な検討に入るべきではないかと思っています。

2つ目は、**reasonable accommodation** ということでもあります。必ずしも合理的配慮という訳がいいかどうかわかりませんが、フランス語では便宜的措置、韓国では正当な条件整備と訳していますけれども、このことを今度の基本法に当たりましては全分野にかぶせるという考え方、雇用や教育、建造物や公共交通機関のみならず、全体にこれをかぶせることをひとつ押さえておく必要がある。

加えて、言語の定義です。おわかりのように、手話をどう見るか。非音声言語、勿論、音声言語も含めてですが、これも全分野または全省庁に関わる問題であって、この辺をしっかりと条約のレベルに合わせていく。

更に虐待や差別に関する監視メカニズム、勿論、防止は基本です。同時に起こった場合の措置ということで、政府からは独立した中立的なモニタリング制度を含めて、どんなふうにつくっていくのか。これも全省庁、特に法務省等を含めて関わってくると思います。

それから、調査・統計。現行の基本法では、障害の予防に関する調査・統計はありますけれども、やはり全分野に関わっての調査・統計は非常に弱い。言わばこれまでも指摘されながら、机上の立法作業で展開してきた節もなくはない。基礎的なデータに関しましては、やはりきちんと押さえておく必要がある。障害を持った人々の本当の所得の実態にしても、あるいは家族支援の実態にしましても、データはないわけです。そういう点において、基本的なデータの集約、そして蓄積ということを考えなければいけない。

6つ目は、中央障害者施策推進協議会の機能強化であります。これは、やはり大変大事な場であって、我々もその委員の一員であるんですけれども、開催回数にしましても、事務局体制にしましても、極めて脆弱ではないか。遅れている分野にあって、もう少しここは機能強化を図るべきだろうと思います。

例えばアメリカのNCD（National Council on Disability）は大統領の任命によって委員が選ば

れますけれども、行政とは一線を画した中立的な調査権限を持ったり、あるいは政策の審議能力を持っているという点において、この部分の強化というのは、そろそろ近代化した方がいいんじゃないかと思います。

論点の最後は、これは大変大事なことなんですが、障害者差別禁止法（仮称）の立法化、確かに現行の法律で差別禁止条項はありますけれども、今もありましたように障害の概念だの、差別の概念もはっきりしていませんし、何よりもやはり基本法というのは理念法でありまして、何らかの裁判規範には耐えられない。やはり裁判規範に足り得る実定法としての差別禁止法は、検討すべきではないか。既に多くの国々が、差別禁止法を独立法として持ってきています。今度の権利条約も、換言すれば障害者差別禁止条約と言ってもいいわけであって、これに見合った立法体制を考えるべきではないかと思います。

以上、7つを挙げております。これ以外も幾つかありますけれども、差し当たって私どもとしては、このことを論点にさせていただきたいと思うわけです。

最後に、ここに10項目ほど挙げておきましたのは、ずっとこの30年来大事であると言われてきたんですけれども、なかなか財政事情等もあって解決を見てこなかった。いわゆる基幹的な政策課題。時間の範囲でこのことを言って私の発言をおしまいにします。

1つは、扶養義務制度、あるいは家族制度の問題点です。現行の扶養義務制度は、民法877条、明治31年にでき上がった家族制度がベースになっています。つまり親と子は相互に扶養の義務を負い合う。このことが非常に障害問題の大きな壁になっている。すなわち、障害を持っていなければ、最初は親が子をみる、そして段々子が親をみるということはあるかもわかりませんが、一旦障害を持ちますと生涯親が子をみる、死ぬまで親が子をみる、この子よりも一瞬でも後に死にたいということがよく言われているわけです。つまりこのことが非常に公的責任をあいまいにする温床になりかねない。

また、障害者本人からしますと、生涯親の扶養という自立意欲の減衰になりかねない。やはり多くの国が取っていますように、これは国民的な問題でもあるんですけれども、二十歳を超え成人になった場合、社会扶養ということはどう見るか、精神保健福祉法などの中で、かなり強い保護者規定というのが残っています。これを含めて扶養義務制度というのは障害問題に矛盾が集積するんだということを、是非ともおわかりいただきたい。あるいは障害者の相互福祉法もそろそろ、福祉の方も身体・知的・精神の分立おかしいということがあります。

4つ目の基盤整備に関しては、なかなか障害者の生きていく上での最低基盤として、最低社会資源というのは障害があってもなくても一緒だと思うんですが、日中どう過ごすのか。あるいは夜間どうするか。人の支え、所得保障等々あるんですけれども、とりわけ日中と夜間の基盤的な社会資源、これに関してはそろそろ時限立法等を含めて、何らかの手を打たないと、これは非常に不備のまま続いているということで、こういう点も全省庁的な一種のヒューマン公共事業として考える道がないかということでもあります。

所得保障問題も出ました。手帳制度、それから、保護雇用というのは余りなじみがないと思うんですけれども、これは現行の日本の障害者が働く問題というのは、一般雇用か福祉的就労か2分法

的な区分なわけです。イメージしてください。つまり対角線的に、重くなれば福祉部分が重なってきて、しかし、ぎりぎりまで雇用も関与する。これがヨーロッパでやっている保護雇用ということで、ここでいう保護というのは、ネガティブな意味ではなくて競争原理からも一旦守り、かつ福祉と雇用の抱き合わせという部分で、軽くなれば軽くなるほど福祉は減っていくという関係で、やはり身分法的な福祉的就労か雇用かという、労働法対象か非対象かという2分法ではなくて、やはりぎりぎりまで雇用と福祉が重なっていく視点での政策についても考えるべきで、この辺で基本法がリードすべきではないかということでもあります。

最後に、行政省庁もこれでいいのだろうか。つまりさまざまに分立している背景には、縦割り行政の弊害が少なくありません。やはり総合的な政策が求められる今日、行政機構も一工夫要るんだろうと。

そして、現在の障害者政策の審議過程、審議プロセスも、もう少し当事者が参画できる実感ということを含めて、これは何も基本法に絡むことのみならず、さまざま各省庁での障害分野に関わる政策過程、形成過程において、やはり障害を持った当事者の実参加を是非検討いただきたいと思えます。

重ねて障害者関係予算の分配率に関しましては、改めて財政全体として考えていただきたいと思えます。

以上であります。

○内閣府 どうもありがとうございました。4名の御出席の方々から御発言をいただきましたけれども、それぞれ他の方の御発言をお伺いになって、発言に関して補足の御発言がありましたら再度お願いしたいと思いますけれども、笹川会長さん、いかがでしょうか。

○笹川会長 特にありません。

○内閣府 ありがとうございます。

副島理事長さん、いかがでしょうか。

○副島理事長 特にありません。

○内閣府 ありがとうございます。

福島先生、いかがでしょうか。

○福島准教授 私も今のところはあります。

○内閣府 ありがとうございます。

藤井常務理事、いかがでしょうか。

○藤井常務理事 特に3名の方に対してはあります。

○内閣府 ありがとうございます。

長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。出席いただいている課長から、この際何か質問等があればと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、今日は大変長時間にわたりまして、また非常に広範な分野にわたりまして、貴重な御意見をいただきまして、大変ありがとうございました。この課長会議につきましても、今日で3回目でございます。順次、中央障害者政策推進協議会の委員を始めといたしまして、関係する障害

当事者などから御意見を伺っていくということで進めていくところでございます。本日、いただきました御意見につきましては、検討に当たりまして事務局で参考にさせていただきたいと考えております。

引き続きまたいろいろと各先生方にはお世話になるかと思っておりますけれども、またどうぞよろしくお願いたします。本日は、貴重な時間を御出席いただきまして、どうもありがとうございました。どうぞ。

○福島准教授 1つだけ伺いたいんですが、今後ここでの作業は、どういう手順で進むんですか。大体の見通しとか、つまり私たち意見は申し上げましたけれども、今後どういうふうになっていくのか疑問に思う面もありますので、不確定なこともおありだろうと思っておりますが、来年の6月を目途にというお話でしたけれども、どのような作業手順で進めていかれるんですか。

○内閣府 内閣府の須田です。今、スケジュールについて御質問がありましたけれども、一応、今回伺っておりますことについて、課題として整理していくことになろうかと思っておりますけれども、大体秋ぐらいに中央障害者施策推進協議会に検討状況を中間的な形で報告をさせていただこうと考えております。

この見直し自体は、来年の6月ですけれども、年内には課長会議のレベルでの考え方の整理をしていきたいと考えております。その後は、この間、7月24日の協議会でも統括官からお話しを申し上げたように、基本法については、これまで大きな改正が議員提案ということで行われてきた経緯がありますので、その後の進め方については立法府などとも相談しながら進めていくことになろうかと思っております。当面は、年内のとりまとめを目指していきたいということでございます。

○藤井常務理事 須田さん、今日は課長さんたちの連絡会に対してヒアリングを受けたということなんですが、今、おっしゃったような議員立法の限界とか特徴はあるんだけれども、中央障害者施策推進協議会では今後議論する状況は残されているんですか。

○内閣府 内閣府の須田です。今、藤井常務からお話ありましたが、先ほど申し上げたように、今年の秋ごろ、具体的にいつかというのはこれから調整になりますけれども、検討の結果、途中経過になろうかと思っておりますけれども、それを報告する。その際に、協議会で御意見を伺うということになるのではないかと考えております。

○藤井常務理事 最後に要望ですが、今回、5年ぶりの改正であって、障害当事者からしますととても大事な法律で、期待も大きいし、注目もしています。ですから、勿論、時間的な制約はあるにしても、極力障害団体あるいは当事者の声を反映していただきますように、一般的に言いますとオリンピック以上に回ってこない、それぐらいの長いスパンでの改正なものですから、一回一回の改正を丁寧にしていく必要がありますので、是非ともその辺はよろしくお願したいと思っております。ありがとうございました。

○福島准教授 やはり具体的な協議会の時間をもうちょっと長くしていただけないかと思っております。1時間とか1時間半ですね。委員が30人おられて、事務局説明が30~40分あったら、ほとんど時間ないですね。いろいろ制約はあるんだろうと思っておりますが、最低2時間はしないと、どうなんですかねという気がしますね。御検討いただければと思います。

○内閣府 内閣府の須田です。今いただきました御意見を踏まえて検討させていただきたいと思
います。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、大変長らく御協力をいただきまして、ありがとうございました。これをもちまして、
障害者施策推進課長会議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。